

平成19年6月8日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(30名)

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 佐藤博 | 2番 | 武田正樹 |
| 3番 | 小坂井実 | 4番 | 佐藤高清 |
| 5番 | 立松新治 | 6番 | 山本芳照 |
| 7番 | 村井邦彦 | 8番 | 新田達也 |
| 10番 | 伊藤正信 | 11番 | 栗田和昌 |
| 12番 | 杉浦敏 | 13番 | 炭竈ふく代 |
| 14番 | 三浦義美 | 15番 | 浅井葉子 |
| 16番 | 中山金一 | 17番 | 前田勝幸 |
| 18番 | 安井光子 | 19番 | 佐藤良行 |
| 20番 | 高橋和夫 | 21番 | 立松一彦 |
| 22番 | 水野博 | 23番 | 高橋清春 |
| 24番 | 木下道郎 | 25番 | 宇佐美肇 |
| 26番 | 久保文哉 | 27番 | 黒宮喜四美 |
| 28番 | 四方利男 | 29番 | 大原功 |
| 31番 | 原沢久志 | 32番 | 三宮十五郎 |

2. 欠席議員は次のとおりである(1名)

9番 渡邊昶

3. 会議録署名議員

15番 浅井葉子 16番 中山金一

4. 欠員(1名)30番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(32名)

| | | | |
|-------------------|------|-------------------|------|
| 市長 | 服部彰文 | 副市長 | 加藤恒夫 |
| 教育長 | 池田俊弘 | 総務部長 | 北岡勤 |
| 民生部長兼 福祉事務所長 | 大木博雄 | 開発部長 | 横井昌明 |
| 十四山総合福祉 センター所長 | 平野雄二 | 会計管理者兼 会計課長 | 村上勝美 |
| 十四山支所長 | 平野瞳 | 十四山スポーツ センター館長 | 平野茂雄 |
| 総務部次長兼 税務課長 | 佐藤忠 | 民生部次長兼 市民課長 | 加藤芳二 |

| | | | |
|------------------------|---------|------------------------|---------|
| 開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長 | 早 川 誠 | 総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長 | 服 部 昭 男 |
| 教 育 部 次 長 兼 函 書 館 長 | 高 橋 忠 | 監 査 委 員 長 事 務 局 長 | 加 藤 重 幸 |
| 総 務 課 長 | 佐 藤 勝 義 | 企 画 情 報 課 長 | 村 瀬 美 樹 |
| 管 財 課 長 | 渡 辺 安 彦 | 防 災 安 全 課 長 | 服 部 正 治 |
| 保 険 年 金 課 長 | 佐 野 隆 | 環 境 課 長 | 久 野 一 美 |
| 健 康 推 進 課 長 | 鯖 戸 善 弘 | 福 祉 課 長 | 横 井 貞 夫 |
| 介 護 高 齡 課 長 | 佐 野 隆 | 児 童 課 長 | 山 田 英 夫 |
| 商 工 労 政 課 長 | 若 山 孝 司 | 土 木 課 長 | 三 輪 眞 士 |
| 都 市 計 画 課 長 | 伊 藤 敏 之 | 下 水 道 課 長 | 橋 村 正 則 |
| 教 育 課 長 | 前 野 幸 代 | 社 会 教 育 課 長 | 水 野 進 |

6．本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|---------|-----|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 下 里 博 昭 | 書 記 | 柴 田 寿 文 |
| 書 記 | 岩 田 繁 樹 | | |

7．議事日程

| | |
|-------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第34号 弥富市児童厚生施設条例の一部改正の件 |
| 日程第 3 | 議案第35号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件 |
| 日程第 4 | 議案第36号 平成19年度弥富市一般会計補正予算の件 |
| 日程第 5 | 議案第37号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件 |
| 日程第 6 | 議案第38号 平成19年度弥富市老人保健特別会計補正予算の件 |

~~~~~  
午前10時08分 開議

議長（宇佐美 肇君） ただいまより平成19年第2回弥富市議会定例会継続議会を開議します。

これより会議に入ります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（宇佐美 肇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、浅井葉子議員と中山金一議員を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 議案第34号 弥富市児童厚生施設条例の一部改正の件

日程第3 議案第35号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件

日程第4 議案第36号 平成19年度弥富市一般会計補正予算の件

日程第5 議案第37号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件

日程第6 議案第38号 平成19年度弥富市老人保健特別会計補正予算の件

議長（宇佐美 肇君） この際、日程第2、議案第34号から日程第6、議案第38号まで、以上5件を一括議題とします。

本案5件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず浅井葉子議員、お願いいたします。

15番（浅井葉子君） 議長の許可をいただきましたので、発言通告書に従いまして質疑をいたします。

最初に、議案第34号弥富市児童厚生施設条例の一部改正で児童クラブの利用料を減免するためとありますが、今現在、何名で、また何世帯の子供さんが利用されておりますか。そして、この改正によって何世帯に影響が出ますでしょうか。それと、利用料はどのように変化しますか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 児童課長。

児童課長（山田英夫君） 児童クラブの利用状況でございますが、6月1日現在で登録児童数は165名、世帯数は153世帯となっております。今回の減免による影響が出る世帯につきましては21世帯で、本年度につきましては約80万円の影響がございます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 続いて、お尋ねをいたします。

165名、153世帯という御報告をいただきました。各所に児童クラブがあるかと思いますが、その内訳を教えてくださいと思います。それと最後の、利用料80万円ということなんで

すけど、内容の細分化でちょっとお尋ねをしたいと思います。例えば1件当たり幾らの減免になるか、そちらの方のお知らせをお願いしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 児童課長。

児童課長（山田英夫君） 利用状況でございますが、登録児童数をお答えさせていただきます。

さくら児童クラブにつきましては50名、弥生児童クラブも50名、大藤児童クラブが13名、白鳥児童クラブが20名、栄南児童クラブが10名、西部児童クラブが10名、東部児童クラブが12名ということで165名ということでございます。

それから、対象者、減免額でございますが、これにつきましては厚生常任委員会で御説明申し上げる予定にしておりましたが、御質問がございましたのでお答えさせていただきます。

対象者につきましては児童厚生施設条例施行規則で規定しておりまして、また減免額につきましては弥富市の児童クラブの運営要綱で規定するというところでございまして、施行日は19年7月1日からを予定しております。対象者につきましては、生活保護法による被保護世帯の児童につきましては利用料の全額、それから前年度分の市民税の非課税世帯の児童につきましても利用料の全額免除ということです。それから、弥富市の遺児手当支給条例に基づく遺児手当の受給世帯の児童につきましては利用料の2分の1相当額ということで、平成19年の7月1日から施行するというところで計算をしますと、先ほど申し上げましたとおり、約80万円の減収ということかもしれませんが、影響があるということでございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） では、次の質問に移らせていただきます。

補正予算の教育費で中学校費の子ども食育推進事業委託料についてお尋ねをいたします。

今回、私は一般質問でも食育の質問を出しておりますが、この予算9万円は県からの支出金であると思います。愛知県は「あいち食育いきいきプラン」を策定し、食育に対する取り組みを行っております。今回の補正予算9万円の事業内容をお尋ねいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） 子ども食育推進事業委託料について御答弁申し上げます。

この事業は、県教育委員会の委託を受け、弥富北中学校で実施するものでございます。子供たちに食に対する正しい知識と能力と態度を身につけさせるため、食育の重要性を家庭や地域へ発信していくとともに、食に関する指導を進めていく事業でございます。弥富北中学校では、賢く食べてたくましく生きる生徒の育成、正しい食習慣を身につけ、感謝の心をはぐくむ生徒を目指す取り組みを実施します。生活習慣定着の一環としての食に関する授業の実践、家庭科学習に取り入れたTT授業、このTT授業は複数の教員による授業のことでございますが、このTT授業の実践、生徒への食生活に関する意識調査、学校栄養職員による

食に関する指導などを行います。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 次に、炭竈ふく代議員。

13番（炭竈ふく代君） 通告に従いまして、1点お伺いをいたします。

議案第36号、一般会計補正予算で、かねてから要望させていただいておりました、また3月議会でも一般質問をいたしました妊婦健康診査の拡大が今回予算化をされ、本当にありがとうございます。今回、診断が5回に拡大されたということで、妊婦健康診査委託料として630万円が計上されておりますが、この予算額についてお伺いをいたします。

1点目に、対象人数は何名予定をされておりますか、お聞きします。

2点目は、時期的にはいつからの実施になるのか。

3点目は、これまでに引き続き、県外で受診をされた方もこの予算に含まれておりますでしょうか、まずお聞きします。

議長（宇佐美 肇君） 健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

最初の対象人数でございますが、補正予算を組むときに計算した対象人数総額においては388名を念頭に置いておりまして、その内訳としまして、県内の対象者数が350名、それで質問にもありました県外の対象者を38名としております。

続きまして開催時期につきましてですが、このところで議決していただくという流れの中で考えると、7月からの実施となります。それで、既に2回分の受診票を渡した妊婦の方にも追って郵送していくし、それから7月から母子手帳を渡すときにその5枚分を渡していくという形で対応をまいります。

それから、県外を受診者への対応につきましてですが、念頭に置いている38名の分については補助金が補正で組んでございますので、そのところで補助金の形で対応させていただきます。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 炭竈議員。

13番（炭竈ふく代君） ありがとうございました。

妊婦さんにどのように周知徹底をされるのかということもちょっとお聞きしたかったんですけども、今、母子手帳とともにということでお聞きしました。

もう1点だけ、この先さらなる回数拡大のお考えはあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） お答えいたします。

まず、5回という中で進めさせていただこうと思っております。それ以降については、ちょっとまだ今後の検討となると思います。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 次に、安井光子議員。

18番（安井光子君） 通告に従いまして議案の質疑をさせていただきます。

7月から、県は障害者自立支援法を後押しするために、ケアホームの事業者や授産施設の利用者に対する新たな助成制度を設けると言われております。これに対して、市の対応についてお尋ねをいたします。

新聞でも報道されていましたが、県は障害者自立支援を後押しするために、ケアホーム、グループホームの事業者や授産施設の利用者に対する新たな助成制度を設けます。7月から実施する方針で、6月の補正予算案に係る予算を盛り込んだということです。

まず、その内容の一つ目、障害者が地域で生活する場となるケアホーム、グループホームなど小規模事業者を対象に、経営安定や新規参入の促進のため、運営費を補助する市町村に助成するというものです。県と市が2分の1ずつ負担するということですが、今のところ、市では対象となる事業者はないそうでございます。

助成の二つ目の問題でございますが、就労移行支援事業や就労継続支援事業は通所授産施設利用者に対する助成制度です。補助基準額は日額175円、これを県と市が2分の1ずつ負担するということですが、日額算定の根拠を御説明ください。市として対象者は何名でしょうか、お答えをお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 福祉課長。

福祉課長（横井貞夫君） 安井議員の御質問にお答え申し上げます。

御指摘のように、6月の愛知県議会では障害者自立支援のための関係補正予算が提案されており、本市といたしましても、県の市町村助成にあわせて通所授産施設等利用者に対する助成を実施していく予定でございます。実施要綱は県が予定している7月からの施行とし、それに伴う予算につきましては、授産施設利用者への通所奨励金の支給は利用月の翌々月、ケアホーム及びグループホームへの補助金につきましては補助事業完了後となっておりますので、9月議会で補正をお願いする予定をしております。

御質問の通所授産施設に通ってみえる方の助成の内訳と175円の積算根拠でございますが、まず1日1回当たり175円の算出根拠につきましては、障害者自立支援法の福祉サービスを受けられる方の利用者負担の区分がございまして、その区分の低所得1という区分で社会福祉減免を受けられる方につきましては、上限額が1ヵ月3,750円でございます。この3,750円を1ヵ月当たりの通所日数22日で計算をさせていただき、3,750円割る22で170円何がしになるかと思いますが、175円を算定させていただいております。

次に、本市の対象となる方でございますが、現在10名の方が対象になるというふうに予想をさせていただいております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 県のこの助成制度に従って市でも9月議会に補正予算が計上され、要綱で定めて実施されるとのことでした。障害を持つ人たちの願いが一步前進したと、ともに喜びたいと思います。

日本共産党の議員団が以前から一般質問等で再三提案をして、要求してきたことではありませんが、弥富市の場合、中・軽度の障害を持ち、小規模授産所へ通える人は利用料の負担はありません。重度の障害者は受け入れてもらう施設が市内にないために、名古屋や八開など遠くまで通わなければなりませんし、基本的には親が送り迎えしなければならない現状でございます。重い障害を持つ人や家族の通所負担は大変なものです。近い将来、重度の人を受け入れる施設を市につくるべきではないでしょうか。もしそれができなければ、市が通所の支援をすべきではないでしょうか。市長の御見解をお尋ねいたします。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） 答弁させていただく前に、一言議長にお断りいたしましてごあいさつ申し上げます。

本日は、大変皆様お疲れさまでございます。大変お忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。

答弁させていただきます。

社会的な弱者に対する私ども市側の見解といたしましては、やはりしっかりとこれからも考えさせていただきながら、前向きな形で検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 続きまして、三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） 私は、ただいま提案されております議案第36号、補正予算について市長にお尋ねをいたします。

まず、補正予算の歳入財源の考え方でございますが、今回は、最初の補正予算ということやいろいろございまして、金額としてはそう大した金額ではございませんが、この附属財源を基金繰入金によって賄うというふうにされております。もともと市町村の財政というのは、身の丈に合った行財政運営がされているということが、当然行政、あるいは議会、市民の皆さんにもよく御理解いただけるように、基本的にその年度の支出はその年度の収入で賄うと。さまざまな事情があって積立金を取り崩したり、あるいは借入金を起こすとか、そういうことについても適切に行うということが原則として定められております。したがって、本市の場合は、3月の議会のときにも私は申し上げましたが、そういう基準が大きく損なわれていると。新市長が実際には提案をされましたが、事実上、選挙との関係がありまして、新市長が編成されたものではないということも重々承知をしておりますが、やはり市民の皆さんの税金を無駄なく計画的に、有効に還元していくという市長のこの間の御発言、そういう

ものを信頼して、あるいは3月議会の質疑を通じて現在の市の財政運営のあり方を改善していきたいという御答弁もございまして、私どもとしては、あの状況ではなかなか賛成しがたいものでありますが、しかし市民の、市政を変えてほしい、あるいは市長も積極的にこたえていく、情報も本当に市民と共有できるように積極的に公開していくと、こういうお考えを信頼して賛成をするというふうにこの場所で述べたことは皆さんも御承知のとおりであります。

ところが、今回も、このわずかばかりの歳入財源の一番中心は基金繰入金の2,500万円余りです。それで、ことしの予算の基本というのは、弥中の建設というような大事業もございまして、基金の繰り入れと、それから一部土地開発基金の取り崩し等によりまして、約17億円という通常ではない積み立てを取り崩すということが行われております。さらに、少額とはいえ基金の取り崩しをして、この間の事業の大部分に充てていくと。こういう状態を見ますと、よく事情のわからない人は、弥富市の財政というのは全く大変だなあと。1年間の収入の10数%を積立金を取り崩さなきゃ、弥中の事業があるからということだと思えますが、身の丈に合った行財政運営、それから正確な市の財政状況を把握した行財政運営、効果的な税金の還元ということから考えると、やはり事実をきちんと行政として反映していない、あるいは議会や市民の皆さんにも伝えていないということが3月の私どもの見解で、そういう努力を市として、していくということが、少なくともこの補正予算を見ると考えられないんですよね。

実際に18年度には、例えば税收で申し上げますと、当初予算が58億円余りで、最終見込みは60億円余りでございましたが、実際の収入は約63億7,000万円になりまして、前年度から今年度に繰り越す繰越金は、これは市長の積極的な情報公開をしていくというお考えに基づいて私どもは教えていただいたわけですが、前年の繰越金の6億円余りに比べて約8億円も繰り越しをして、前年度のお金が余っている。こういう状態の中で補正予算を組むのに、お尋ねすると9月議会ではかなり直す事務もされておるようでございますが、そういう実態の中で、なおかつ17億近い積立金を取り崩すとか、積立金を取り崩さなきゃならん理由や根拠は全くないわけございまして、やはりこれは、市長や市の財政当局が、今の見直していきたいという気持ちはあっても、今期の補正予算の編成に当たってはそれが実際に生かされていない、あるいはそういう考え方が本当に大原則だということ、今までの弥富市のやり方の中で改めるということが真剣に検討されていない一つのあらわれではないかと思えますが、まずそのことについて、市長、また市長でもし十分でないときは予算編成の担当者から御説明をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答えをさせていただきます。

議員の、補正予算の歳入財源の考え方について少し不確定ではないかという御質問でございますが、私ども行政といたしましては、すべて確定数字の上において行政を推進してまいらなければなりません。そうした形の中において、例えば平成18年度の繰入金が8億円ぐらいになるんじゃないかという御指摘もございましたけれども、これはまだ決して確定をしている数字ではございませんので、御理解を賜りたいと思っております。また、今回補正を組ませていただいたのは5月中旬の補正予算の作成時点でございますので、繰越金は当初予算計上額の3億円を上回るというふうに見込まれましたので、その時点では確定したものではございませんので、決算が確定次第、財源の入れかえを行う方針でございますので、御理解賜りたいというふうに思います。

議長（宇佐美 肇君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） 多分、市の担当者からそういう説明を市長は受けられたと思いますが、実際には議会と執行部の関係は議決をして執行するということですよ。したがって、例えば最近の事例をちょっと申し上げますと、平成15年度は、これは弥富町時代ですが、議決をしたけれども、実際にいろんな事情があったりして使うことができなかつた、使わなかつた、不用額という言い方もしますし、執行残高という言い方もしますが、1億4,000万円余りでございました。ところが、16年度はこれが1億8,700万になって、17年度は2億7,000万、18年度は3億5,400万、あるいは予算を通さない税金を初めとした収入というのが年々どんどんふえて、実際の議決と予算や決算というのも大きく離れている。極端なことを申し上げますと、16年度からそういうことがどんどんひどくなって、17年度、18年度とさらにひどくなり、19年度はもっとひどくなりまして、先日、住民税と固定資産税の調定が基本的に終わりましたが、実際にどれだけことし税金をかけたかということがわかれば、弥富市のそれに対する収納率というのは大体一定していますから、事実上どれだけの収入が入るといえるのはもう確定ですよ。そうしますと、何と市民税は当初の見通しに比べて、当初の見通しは24億300万でございましたが27億円余り、実際の予算編成時に比べて114%を超える見込みの違っていることが明らかになります。固定資産税につきましても34億900万円の見通しであります、これが36億9,100万円程度の収入が見込め、8%以上ですね。これは、愛知県予算なんていうのは、当初の見通しと最終補正予算とはほとんど変わらない。変わっても数%ですね。しかも、実際に議決した最終補正予算と決算額の差というのは0.何%というのが、予算を議決して執行するという議会と行政側の関係であります、弥富市では18年度の最終の市税の補正予算は60億6,290万でございましたが、実際の収入は63億6,990万円余りで、最終補正予算に比べて5%も違っている。予算を議決して執行するという、こういう市と議会の関係、あるいは市民との関係というのが本当に考えられないほど大きく崩れているんですよ。

確かに帳簿上の決算が確定するのは5月31日ですね。さらに、議会の承認を得るのは9月であります。実際には愛知県なんかは、新年度予算を決めるときに決算と0.何%しか変わらない収入見通しを明らかにする。市長がかねがねおっしゃられるように、計画的・効果的に市民の皆さんに税金をお返しすると言うなら、これは当然のことがあります。これほど変わっておることが、先ほど市長がおっしゃられたように、まだこれは確定ではないから、確定すれば直しますと。そうじゃないんです。予算を組む段階で、ほぼそれに近いものを示す。そして、その市が示した予算を議会が議決すれば、それに沿って執行すると。したがって、本当に計画的・効果的に市民の皆さんに税金をお返しする、あるいは本当に身の丈に合った行財政運営になっておるかどうかは、その年度の収入の中でどれほど賄われて、そして借り入れや積み立ての取り崩しによってどの程度の財源が賄われているかということを経えず市民に明らかにしていくことが、私は市長や行政の責任だというふうに思いますが、9月に直すということいろいろ御検討されておると思いますが、しかし一つの予算の編成に、そういう実態を市民に公開する、議会に公開する、身の丈に合った行財政運営がきちんとやられておる弥富市の行政力・財政力が皆さんに見えるような形で示していくということを考えると、大体出るお金を決めて予算を組むわけですから、今回は額が小さいから、大きいことはできないことは承知をしておりますが、それにしても、こういう今市長がお考えになったような御答弁をされるということは、その辺の基本について、やはり市長と財政担当の職員の皆さんの間で予算編成の基本についてきちんと突っ込んだ、本来あるべき姿の合意ができていないような気がします。その辺についてはどのようにお考えか、改めてお伺いしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

予算に対する整合性、歳入歳出のバランスが崩れているんじゃないかという御指摘でございますが、私どもといたしましては、この予算に対する整合性を今後さらに努力させていただきまして、勉強させていただきます。そういった形の中で御理解を賜りたいというふうに思っております。また、行政マンといたしましても、歳入歳出に対する予算ということに対しても一生懸命勉強していくということでございます。よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） それでは、ひとつそういう御尽力をいただくということとをさらに強めていただいて、9月議会では、こうした今までの財政に対する議会との関係が直されるような補正予算の編成がされることを強く求めます。

次に、一部の臨海部等への企業立地に対する奨励金、固定資産税相当分が補正予算で組み込まれておりますが、この現在の制度によって、おおよそ現在の地域の企業立地が進むとすると、

全体としてどれほどの固定資産税と償却資産税等の減免がされるのか。全体と、あるいは最高時の年額がわかれば、ひとつお答えをいただきたいと思います。

この問題につきましては総務省も、実際の企業立地は補助金の大小ではなく、立地条件によるものが多いと。こういうかなり大型の減免が、必ずしも企業立地だとか、あるいはその地域の雇用に役立っていないと。例えば今は臨海部ですが、結局、先日も説明がありましたように、どうも大型航空機の工場ができるわけでありますが、ああいう港湾部という非常に独特なところでやる企業ですよ。しかも、それは港湾を整備するために多額の国費や県費が使われておりまして、そこへさらにそういう超優良企業が来る。だから、今、景気が回復したとか、そういうことがいろいろ言われておるわけでありますが、それは、本当にそうした支援を有効に受けられる企業はどんどんどんどん収益力が大きくなっていくと。だけど、そうじゃない中小零細企業、あるいは小さな商店というのは、本当に事業を継続していくこと自身もなかなかできなくなるような大変厳しい状況でありますし、また税制改正によりまして、市民に対しても本当に収入が減り続ける中で、ことしも大幅な、税源移譲だけじゃなくて、定率減税の廃止を初めとした税制の改正によって一般市民はたくさんの負担を負っておるわけございまして、こういう収益力の高い企業に高額の助成をずうっと今後も続けていくということについては考えなきゃならん時期に来ているのではないかというふうに思いますが、この問題についてもどういうふうにお考えになっているかお伺いをしたいと思います。まずこの2点について御答弁をいただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

その前に、各議員にもお願いをしておくわけでございますけれども、変貌する臨海工業地帯に、また新たな局面等もございまして、ぜひまた足を運んでいただきたいというふうにも思います。

企業立地の促進に関する条例の適用を受ける指定企業の奨励交付金と固定資産税額の見込み額についてのお尋ねでございます。

御承知のとおり、平成18年度までに上野町を初めといたしまして3地区に17社の企業が誘致できました。このうち5社が平成18年までに操業を開始いたしまして、奨励金の交付のために年度当初と今回の補正により3,613万8,000円の予算措置をお願いしているところでございます。現在の状況で、すべての企業に対する奨励交付金や固定資産税額を想定するのは、建設される事業所の規模等も不明でございますので、算定をすることが厳しいものがありますが、誘致企業17社の敷地に対する奨励交付金を55.2ヘクタールで約9,200万円の想定をしております。そして、平成18年度、19年度の奨励金額から想定いたしますと、同程度の規模の事業所が今後建設されるということで考えていけば、年間約3億7,000万円の奨励金が予

想されます。このほかに、貸付地への誘致も含めまして約4億円の予想をしております。

御質問の2点目でございますが、奨励交付金の効果についてのお尋ねでございますけれども、優良企業であっても、新規事業を建設するということに対しては、初期投資額は非常に高額なものでございます。また、私どもの臨海工業地帯に対する地理的な条件ということからも、各事業所に対しては御負担いただいております。こういった相当な負担額になるというふうに見込まれております。名古屋港管理組合の当市企業立地促進条例の適用の有無に対する関心の高さや、条例制定後、約2年余りで55.2ヘクタールに17社の企業が進出していただいたと。その成果に対する効果は非常に大きいものがあるということでございます。今後も引き続き、その効果に期待をしまいたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） 塩漬けの土地が条例制定によって利用されるようになった場合は私はそういう効果があると思うんですが、ここは基本的に工場用地として木材港の使わなくなった部分を埋め立てるだとか、あるいは西5区の方が新たに造成をされるとかということと、やはり名古屋港が貿易港として発展をする中で港湾を利用する企業が張りついてくる、こういう時期と重なった効果の方がより高いものであるというふうにきちんと見ていく必要があると思いますが、その辺ではいかがでしょうか。

それと、オランダ系の事業所が27ヘクタールの用地を買収したのは、そこの戦略で非常に交通の便のいい場所であるということで、恐らく東海・北陸の拠点として買収をしたと。要するに、こういう条例の制定をしたから企業が張りついたのではなくて、名古屋港と、それから道路交通網が整備されている、いずれも高額の国費や県費をつぎ込んだ、この立地条件が、ここの事業所が利用する最大のメリットがあるという、総務省自身もそういう見解をとっていますよね。補助制度があるから企業が来たなんていうふうに考えない方がいいんじゃないかということを経済省自身が最近繰り返し警告しておりますので、この条例ができたからなっておるんだというような見解をとると事実の判断を間違っておそれがありますので、その辺については今後よく御検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。まずそれが1点。

それからもう一つは、先ほどもお話がありましたように、1事業所については4年間に限ってであります。それにしましても、現在の事業所を対象に5年間の間に4年分を、そうすると16億近い税の減免を行うことになるわけですね。これは商工費として出されるわけですが、弥富市内の、特に地域の人たちの暮らしをさまざまな形で支え、雇用を支えている、こういう事業所の多くは本当に青息吐息で廃業するところも少なくなくて、かつては商工会、あるいは発展会ごとに街路灯だとか、そういうものを整備しておりましたが、結

局とどんどん事業者が減っていったって、かなりのものを設置したりしても、その負担を残った人たちがしなければならないと。旧弥富町でやっておりました水銀灯についても、電気代をその看板を出した事業者が負担をするということでやっておりましたが、もうかなりその電気代も負担をすることができなくなって、全部市が負担をする。こういうものが出てきております。こういう状況を考えると、一方でとんとんとん収益力の高い事業所には高額の支援をする。もう一方で、発展会でつくった街路灯の維持管理もままならぬような実態がありますが、やっぱりまちの防犯だとか、安全だとか、あるいはその地域の人たちの暮らしを支える上でいいますと、そうした中小商店が果たしている役割というのは、また計り知れない大きなものがあるわけでございまして、実際に成り立たないような状態に追い込んで、次から次へと廃業ということではなくて、そういう業者の皆さんが極端に減って、一部の人たちで高額の負担をしているようなところにつきましては、市の全体の防犯や、いろんな観点からもやはり検討していただいて、必要な助成をしていただくということが差し迫った問題になっていると思いますが、この点についてどうお考えか、お伺いしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

名古屋港臨海工業地帯の企業誘致に関しましては、議員も御承知のように、平成16年から開始をさせていただいておるわけでございます。その間、愛知県企業庁、あるいは名古屋港管理組合、そして私ども市の努力ということは、さまざまな企業から私ども市に対するいろんな問い合わせがございまして、三位一体で進めてまいっておる次第でございます。2年ほどが経過しております。あと2年ほどで、そういった形の中で大きな成果が得られるということを考えながらしっかりとやっていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、2点目の商工会の街路灯の維持についての御要望でございますけれども、防犯灯と同様の効果が見込まれますので、規格、規模等も考慮しながら助成金の見直しということも検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 三宮議員。

3番（三宮十五郎君） 弥富市には都市計画税を課税していないということがありますよね。臨海部への立地につきましては、かなりそれが企業のメリットになるものでもありますし、同時に、私どもが調べた範囲では、名古屋市を初めとしてかなりのところで、こういう一定の企業には不均一課税で割り増し課税が行われても、立地条件さえよければとんとん企業が進出をしてきているわけでございますので、税金を安くしたから来ておるといふふうにもしお考えになるとしたら、一方の側面でそういうことが一切ないというふうに私は言いませんが、しかし実際に今企業が臨海部に立地する最大の理由は、ここに立地をすれば、港湾

や道路や、そういうこの持っている特殊な条件を生かして、さらに収益を上げることができるといふ企業の方の理由が大きいといふふうに私は思いますので、この面については今後よく御検討いただいて、必要な手だてをとり、バランスのある企業政策をとっていただく。そして、今市長がおっしゃられたように、本当に地元で市民の足となり、さまざまなまちづくりを支えている人たちが持っている力をさらに発展させる努力をしていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

議長（宇佐美 肇君） 以上をもちまして、議案第34号から第38号までの質疑の通告がありました方の質疑を終わります。

以上で質疑を終了します。

本案5件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~

午前10時58分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 宇佐美 肇

同 議員 浅井 葉子

同 議員 中山 金一